

## ○御殿場市民会館条例

平成 17 年 9 月 28 日

条例第 16 号

改正 平成 23 年 9 月 15 日 条例第 25 号

平成 26 年 3 月 6 日 条例第 11 号

令和元年 9 月 17 日 条例第 7 号

御殿場市民会館条例（昭和 52 年御殿場市条例第 21 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 市民の文化教養の向上と福祉の増進に寄与するため、御殿場市民会館（以下「市民会館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 市民会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
御殿場市民会館	御殿場市萩原183番地の1

（指定管理者による管理）

第 3 条 市長は、市民会館の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に市民会館の管理を行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 市民会館の利用の受付及び案内に関する業務
- (2) 市民会館の利用の承認又は承認の取消し若しくは変更に関する業務
- (3) 施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の設定及び徴収に関する業務
- (4) 利用料金の減額又は免除に関する業務
- (5) 利用料金の還付に関する業務
- (6) 休館日又は開館時間の変更に関する業務
- (7) 市民会館の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (8) 市民会館の設置目的に基づく各種事業の企画及び運営に関する業務
- (9) その他市民会館の管理上、市長が必要と認める業務

（休館日）

第 5 条 市民会館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178

号)に定める休日に当たるときは、その翌日

(2) 12月28日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に開館し、若しくは臨時に休館することができる。

(開館時間)

第6条 市民会館の開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。

(利用の承認等)

第7条 市民会館を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認を与えないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(3) 管理運営上支障があると認められるとき。

(4) 指定管理者が特に認めた場合を除き、継続利用はホールにあつては5日、展示にあつては10日、会議棟にあつては3日を超えるとき。

(5) その他利用が不相当と認められるとき。

3 指定管理者は、第1項の承認をする場合において、市民会館の管理運営上必要と認めるときは、条件を付することができる。

(利用の承認の取消し等)

第8条 指定管理者は、前条の規定により利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、市民会館の利用の承認を取り消し、若しくは変更し、又は利用を停止することができる。

(1) 虚偽又は不正な手段により利用の承認を受けたとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 利用者が前条第2項各号のいずれかに該当したとき。

(4) 利用者が承認に付した条件又は指定管理者の指示に従わないとき。

2 前項の規定による利用の承認の取消し、変更又は停止により生じた損害については、指定管理者はその責めを負わない。

(利用料金)

第9条 利用者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 前項の利用料金は、指定管理者が別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定める。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めたときは、直ちにこれを公表するとともに、利用者に周知しなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、市長の定める基準に従い、その利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第11条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長の定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(利用権譲渡等の禁止)

第12条 利用者は、利用の承認を受けた目的以外に市民会館を利用し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、市民会館の利用を終了したとき、又は第8条第1項の規定により利用の承認を取り消されたときは、その利用した施設、設備等を、速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第14条 利用者は、故意又は過失により市民会館の施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(市長による管理)

第15条 第3条の規定による指定管理者の指定を行わないとき、又は御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年御殿場市条例第14号）第14条の規定により指定管理者の指定を取り消したときは、市長が市民会館の管理を行う。この場合において、この条例中指定管理者に関する規定は、市長に関する規定として市長に適用があるものとする。

2 前項の場合における利用料金の取扱い等については、市長は、これを使用料として取り扱うものとする。

3 前2項の管理の業務及び使用料については、市長はその自ら管理する業務の範囲及び

期間並びに使用料の額を別に定める方法により周知しなければならない。

(全部改正〔平成23年条例25号〕)

(委任)

第16条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の御殿場市民会館条例（以下「旧条例」という。）の規定により市民会館の利用に係る承認を受けた者は、改正後の御殿場市民会館条例（以下「新条例」という。）の規定により利用の承認を受けた者とみなし、この場合における旧条例第4条に規定する使用料については、新条例第9条に規定する利用料金を適用する。

3 この条例の施行の際現に旧条例の規定により平成18年4月1日以後の市民会館の利用に係る使用料の減免の許可を受けた者は、新条例の規定により利用に係る利用料金の減免の許可を受けた者とみなし、この場合における旧条例第5条の規定による使用料の減免の措置については、新条例第10条の規定による利用料金の減免の措置を適用する。

附 則（平成23年9月15日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の2の改正規定は平成24年1月1日から、別表の1の改正規定は同年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月6日条例第11号）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の御殿場市民会館条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月17日条例第7号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(使用料又は利用料金に係る経過措置)

2 この条例による改正後の料金の規定は、この条例の施行の日以後の使用又は利用に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前の利用に係る使用料又は利用料金につい

ては、なお従前の例による。

3 この条例の施行前に承認した御殿場市民会館及び市民交流センターの利用に係る利用料金の額については、改正後の規定に関わらず、なお従前の例による。

別表（第9条関係）

（一部改正〔平成23年条例25号・26年11号・令和元年7号〕）

1 ホール棟基本利用料金上限額

（1） ホール基本利用料金上限額

ホール別	主催者	利用時間 単位	午前	午後	夜間	全日	
			9時から12時まで	1時から5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで	
大ホール	市民である者	平日	円 13,610	円 27,230	円 33,510	円 67,030	
		土・日曜日・休日	17,800	34,560	44,000	89,030	
	その他の者	平日	20,950	40,850	51,320	102,650	
		土・日曜日・休日	27,230	53,420	67,030	134,080	
	小ホール	市民である者	平日	4,180	7,850	10,470	20,950
			土・日曜日・休日	5,230	10,470	13,080	26,180
その他	の者	平日	6,280	12,030	16,230	31,950	
		土・日曜日・休日	7,850	15,700	19,900	39,800	

（2） ホール施設基本利用料金上限額

施設区分	利用時間	午前	午後	夜間	全日
	9時から12時まで	1時から5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで	
リハーサル室		円 1,400	円 2,080	円 2,820	円 4,910
第1楽屋		670	1,100	1,350	2,450
第2楽屋		670	1,100	1,350	2,450

第3楽屋	670	1,100	1,350	2,450
第5楽屋	670	1,100	1,350	2,450
第6楽屋	670	1,100	1,350	2,450
楽屋事務室	670	1,100	1,350	2,450

備考

ア 「市民である者」とは、市内に住所を有する者又は市内に事務所若しくは事業所を有する個人若しくは法人をいう。

イ 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に定める休日をいう。

ウ 利用料金には、大ホールについては、観客席、舞台及びロビーを、小ホールについては、観客席、舞台、ロビー及び客席椅子（400脚）を含むものとする。

エ 利用者が、入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、次の表の額とし、利用者が利用後、速やかに納付しなければならない。

入場料又はこれに類するものを徴収する額	利用料金
1,000円未満のとき	基本利用料金の150%相当額（営利を目的としてホールを利用する場合は200%相当額）
1,000円以上3,000円未満のとき	基本利用料金の200%相当額
3,000円以上のとき	基本利用料金の250%相当額

オ 利用者が、入場料又はこれに類するものを徴収しない場合であっても、営利を目的としてホールを利用するときは、基本利用料金の200%相当額とする。

カ 利用料金の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

2 会議棟基本利用料金上限額

施設区分	利用時間			
	午前	午後	夜間	全日
	9時から12時まで	1時から5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
第1研修室	円 620	円 830	円 1,250	円 2,500
第2研修室	780	1,100	1,670	3,350
多目的室	2,080	2,770	4,130	8,270
市民企画室	780	1,100	1,670	3,350
視聴覚室	2,080	2,770	4,130	8,270
和室	2,080	2,770	4,130	8,270

調理実習室	780	1,100	1,670	3,350
茶室	410	570	830	1,670
第1会議室	410	570	830	1,670
第2会議室	410	570	830	1,670
第3会議室	620	830	1,250	2,500
第4会議室	410	570	830	1,670
第5会議室	620	830	1,250	2,500
第6会議室	620	830	1,250	2,500
第7会議室	2,080	2,770	4,130	8,270

備考 市民以外の者が利用する場合は、200%相当額とする。

### 3 時間外利用料金上限額

区分	利用料金
1時間当たり	基本利用料金の30%相当額

(15分以上を1時間とする。)

備考

ア 管理上支障がなく、かつ、1時間未満の延長に限り承認する。

イ 午前を引き続き利用するときは、午後の基本利用料金、午後又は夜間を引き続き利用するときは、夜間の基本利用料金に係る金額とする。

ウ 利用料金の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

### 4 設備器具利用料金上限額

(午前・午後・夜間各1回につき)

区分	品名	単位	利用料金	備考	棟別
舞台 設備			円		
	所作台	1式	3,130	花道用所作台を含む	大
	松・竹羽目	1式	1,030		大
	音響反射板	1式	3,130	天井、正面、側面、天板ライト共	大
	紗幕	1張	510	幅18,000×高さ7,500	大
	演台	1式	510	花台付き	大
	スクリーン	1基	1,030		大
	吊物バトン	1掛	300		大
	フルコンサートピアノ	1台	3,130	椅子付き	大
	大型プロジェクタ	1式	10,470	スピーカー付き・スクリーン別	大

ー				
セミコンサートピアノ	1台	2,080	椅子付き	小
音響反射板	1式	1,560		小
演台	1式	300	花台付き	小
スクリーン	1基	720		小
吊物バトン	1掛	200		小
グランドピアノ	1台	1,030	椅子付き	リハーサル室
平台	1枚	150	高足付き	大・小
山台用毛氈	1枚	200		大・小
山台用布団	1枚	100		大・小
上敷ござ	1枚	100		大・小
金・鳥の子屏風	1双	510	幅750×高さ2,400(6曲)	大・小
指揮台	1式	200	指揮者用譜面台共	大・小
譜面台	1脚	50		大・小
大太鼓	1式	510	直径575 台付き	大・小
プログラムスタンド	1台	50	高さ1,500	大・小
黒板・ホワイトボード	1台	100		大・小・会
司会台	1台	100		大・小
ジョーゼット幕	1式	510		大・小
持ち込み電気器具	1kw	100		大・小
スモークマシン	1台	1,030		大・小
会議用机	1脚	100	折りたたみ 幅1,800×奥行450	大・小・会
折りたたみ椅子	1脚	50		大・小・会
デイトライトスクリーン	1面	510		大・小・会
展示用パネル	1枚/日	100		小・会
ビデオ・DVDデッキ	1台	1,030		会

	展示用照明器具	1日	510		会
照明 設備	照明調光装置	1式	4,180		大
	花道フットライト	1列	300	60W×42灯 2CIR	大
	第1ボーダーライ ト	1列	510	200W×72灯 4CIR	大
	第2ボーダーライ ト	1列	510	200W×72灯 4CIR	大
	サスペンションフ ライダクト	1列	1,560	14kw (1kw・500Wスポット)	大
	アッパーホリゾン トライト	1列	510	500W×60灯 4CIR	大
	ローアホリゾン トライト	1列	510	300W×72灯 4CIR	大
	シーリングスポッ トライト	1列	2,080	1kw×24灯	大
	フロントサイドス ポットライト	1カ所	620	1kw×8灯	大
	トーマンタルスポ ットライト	1式	1,030	1kw×6灯	大
	フットライト (埋 込み)	1式	510	60W×84灯 4CIR	大
	クセノンピンスポ ットライト	1台	1,030	3kw	大
	ストリップライト	1台	200	60W×8灯	大・小
	プロジェクター スポットライト	1台	200	先玉込み	大・小
	スポットライト	1台	200	1kw	大・小
	スポットライト	1台	100	500W	大・小
	特殊スポットライ ト	1台	510		大・小
	ストロボマシン	1式	1,030	2対向	大・小
	エフェクトマシン	1式	510	ダブルマシン、リップルマシン、オ ーロラマシン、波	大・小

	ハロゲンピンスポットライト	1台	510	1kw	大・小
	ミラーボール	1台	510		大・小
	カラーシート	1枚	実費		大・小
	ライト用スタンド	1台	200	3灯用	大・小
	ライト用スタンド	1台	100	1灯用	大・小
	照明調光装置	1式	2,080		小
	ボーダーライト	1列	300	150W×54灯 4CIR	小
	サスペンションフライダクト	1列	620	4kw (1kw・500Wスポット)	小
	アッパーホリゾン トライト	1列	300	150W×54灯 4CIR	小
	ローアホリゾン トライト	1列	300	200W×9灯 3CIR	小
	シーリングスポッ トライト	1列	620	10kw (1kw・500Wスポット)	小
	クセノンピンスポ ットライト	1式	510	1kw	小
音響 設備	音響調整装置	1式	4,180	調整卓、固定スピーカー	大
	エレベーターマイ ク装置	1本	510	マイク付き	大
	三点吊收音装置	1式	1,560	マイク付き	大
	デジタルメディア レコーダー	1台	510		大・小
	MDプレーヤー	1台	510		大・小
	移動式音響調整卓	1式	1,030		大・小
	カセットテープレ コーダー	1台	200		大・小
	CDプレーヤー	1台	200		大・小
	特殊効果装置	1台	510		大・小
	コンデンサーマイ クロホン	1本	510		大・小
マイクロホンスタ	1本	100		大・小	

ンド				
移動式スピーカー	1台	300		大・小
テレビ中継	1式	20,950	放映・録画共	大・小
ラジオ中継	1式	10,470	放送・録音共	大・小
音響調整装置	1式	2,080	調整卓、固定スピーカー	小
二点吊收音装置	1式	1,030	マイク付き	小
音響調整装置	1式	1,030	マイク2本	会
ワイヤレスマイク	1式	1,030		大・
ロホン				小・会
ダイナミックマイク	1本	300		大・
クロホン				小・会

○御殿場市民会館条例施行規則

平成 17 年 10 月 5 日

規則第 17 号

改正 平成 23 年 9 月 15 日規則第 21 号

令和元年 9 月 17 日規則第 2 号

御殿場市民会館条例施行規則（昭和 52 年御殿場市規則第 6 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、御殿場市民会館条例（平成 17 年御殿場市条例第 16 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

（利用承認の申請）

第 2 条 条例第 7 条の規定により市民会館の施設を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、御殿場市民会館利用承認申請書（様式第 1 号）及び御殿場市民会館附属設備器具利用申請書（様式第 2 号）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。

2 前項の申請書の受付期間は、次に定めるところによる。

(1) ホール棟 利用しようとする日（その日が引き続き 2 日以上であるときは、その初日。以下「利用日」という。）前 12 月に当たる日の属する月の初日から利用日前 1 月まで

(2) 会議棟 利用日前 6 月に当たる日の属する月の初日から利用日まで

3 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めたときは、同項に規定する期間以外の期間においても、申請を受理することができる。

4 利用承認は申請の順序により行い、申請が同時に行われたときは協議又は抽選により決定する。

5 指定管理者が必要と認めるときは、申請者は、第 1 項の申請書に利用計画書等を添えなければならない。

（一部改正〔平成 23 年規則 21 号〕）

（承認書等の交付）

第 3 条 指定管理者は、前条第 1 項の規定による申請を承認したときは、御殿場市民会館利用承認書（様式第 3 号）及び御殿場市民会館附属設備器具利用承認書（様式第 4 号）を申請者に交付する。

（一部改正〔平成 23 年規則 21 号〕）

（利用の取消し及び変更）

第 4 条 第 3 条の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が、その

利用を取り消し、又は変更しようとするときは、利用日前10日までに御殿場市民会館利用変更（取消）申請書（様式第5号）に第3条第1項の承認書を添えて、指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定による申請を承認したときは、御殿場市民会館利用変更（取消）承認書（様式第6号）を利用者に交付する。

（利用料金の減免）

第5条 条例第10条の市長の定める基準は、次に定めるところによる。

- (1) 市が自ら行政目的のために利用するとき及び市立小・中学校の主催で、児童、生徒の教育目的のために教員の直接指導により利用するとき 免除
- (2) 官公署、公私立小・中・高等学校又は公共的団体が市と共に利用するとき 100分の50を減額
- (3) 市内の官公署、公私立小・中・高等学校又は公共的団体が自ら利用する場合で、その目的が公益及び教育目的のために利用するとき 100分の25を減額
- (4) 市民である者が利用するとき 別表に定める設備及び器具の利用料金を免除する。ただし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合及び営利を目的として利用する場合は、この限りでない。

- 2 前項に規定する利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、第2条第1項の申請書に、御殿場市民会館利用料金減免申請書（様式第7号）を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

- 3 指定管理者は、前項に規定する申請があったときは、これを審査し、相当と認めるときは、御殿場市民会館利用料金減免承認書（様式第8号）を利用者に交付する。

（一部改正〔平成23年規則21号〕）

（利用料金の還付）

第6条 条例第11条ただし書の市長が定める基準は、次に定めるところによる。

- (1) 利用者の責めによらない理由により利用できなくなったとき 全額還付
- (2) 利用期日の20日前までに利用承認の取消しを願い出た場合で、相当の理由があると認めるとき 大ホールの利用については、100分の50還付。小ホールの利用については、100分の80還付

- 2 利用料金の還付を受けようとする者は、御殿場市民会館利用料金還付申請書（様式第9号）に、利用料金を納付したことを証する書面を添えて、指定管理者に申請しなければならない。

（一部改正〔平成23年規則21号〕）

（特別設備の制限）

第7条 利用者は、市民会館を利用するため特別な設備を設置しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用者の遵守事項)

第8条 利用者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 市民会館内外の秩序を保持するため、必要な整理員を配置すること。
- (2) 利用する施設の入場人員は、収容定数を超えないこと。
- (3) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (4) 許可なしに壁、柱等にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (5) 許可なしに、物品等の販売行為をしないこと。
- (6) 入館者の迷惑になるような行為をしないこと。
- (7) 入館者に次条に規定する事項を守らせること。
- (8) その他施設管理者の指示する事項に従うこと。

(入館者の遵守事項)

第9条 入館者は、条例で定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 施設等を損傷し、又は汚損しないこと。
- (3) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (5) その他施設管理者及び利用者の指示に従うこと。

(利用等の打合せ)

第10条 利用者は、市民会館の利用について利用日前7日までに、施設管理者と利用方法その他必要な事項を打合せなければならない。

(広告類の掲示禁止)

第11条 市民会館及びその敷地内において、市長が許可したもの以外の広告その他これに類するものを掲示してはならない。

(市長による管理)

第12条 条例第15条の規定により、市長が市民会館の管理を行う場合は、この規則中指定管理者に関する規定は、市長に関する規定として市長に適用があるものとする。

2 前項の場合における利用料金の取扱い等については、市長は、これを使用料として取扱うものとする。

(全部改正〔平成23年規則21号〕)

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の御殿場市民会館条例施行規則の規定により行われた平成18年4月1日以後の市民会館の使用に係る承認の申請、承認の処分その他の行為は、改正後の御殿場市民会館条例施行規則の規定により行われた市民会館の利用に係る承認の申請、承認の処分その他の行為とみなす。

附 則 (平成23年9月15日規則第21号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月17日規則第2号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

(一部改正〔令和元年規則2号〕)

「市民である者」が利用する場合免除する設備器具

大ホール

区分	品名	単位	備考
舞台	演台	1式	花台共
	黒板	1台	
照明	照明調光装置	1式	200W×72灯 1kw×24灯
	第1ボーダーライト	1列	
	シーリングスポットライト	1列	
音響	音響調整装置	1式	調整卓、固定スピーカー
	カセットテープレコーダー	1台	
	CDプレーヤー	1台	
	ダイナミックマイクロホン	1本	
	コンデンサーマイクロホン	1本	
	マイクロホンスタンド	1本	

小ホール

区分	品名	単位	備考
舞台	演台	1式	花台共
	ホワイトボード	1台	
照明	照明調光装置	1式	

	ボーダーライト	1列	150W×54灯
	シーリングスポットライト	1列	10kw (1kw・500Wスポット)
音響	音響調整装置	1式	調整卓、固定スピーカー
	カセットテープレコーダー	1台	
	CDプレーヤー	1台	
	ダイナミックマイクロホン	1本	
	コンデンサーマイクロホン	1本	
	マイクロホンスタンド	1本	





御殿場市民会館利用承認書

様	年 月 日				
印					
御殿場市民会館の利用を、次のとおり承認します。					
利用日付	利用時間	催事名	利用施設	還付率	基本料金(円)
◆注意事項(利用前に必ずお読みください) 1 利用時間を厳守してください。(準備と片付けも含まれます) 2 利用前には本承認書を事務室窓口に提示してください。 3 ゴミは主催者が責任を持ってお持ち帰りください。 4 茶器・灰皿は各湯沸場に用意してあります。利用後は茶葉・吸殻は所定の容器に、茶器・灰皿は洗って元の位置に戻してください。 5 部屋・廊下の壁等には粘着テープ及び画鋲の使用は、ご遠慮ください。 6 利用日の変更は、利用日の10日前までに所定の様式に本承認書を添えて申請してください。 7 利用の取消しは、ホールが20日前まで、会議室等が10日前までに所定の様式に本承認書を添えて申請してください。ただし、会議室等については、利用料金の返金はできません。 8 条例・規則等に違反する場合や管理上支障があると認めた場合には、利用承認の取消しをさせていただきます。				小計	

様式第4号(第3条関係)

御殿場市民会館附属設備器具利用承認書

1 頁

様		年 月 日	
		印	
利 用 日	年 月 日		
利 用 施 設		施 設 利 用 時 間	
催 事 名			
利 用 内 訳	附属設備名	共/専	数量 単位 料金
		小 計	



様式第6号(第4条関係)

御殿場市民会館利用変更(取消)承認書

1 頁

様					年 月 日	
					印	
御殿場市民会館の利用を、次のとおり取消(変更)承認します。						
利用日付	利用時間	催事名	利用施設	還付率	基本料金(円)	
					小 計	

様式第7号(第5条関係)

御殿場市民会館利用料金減免申請書

受付第 年 月 日	
様	
住所 申請者 団体名 氏名 電話	
御殿場市民会館の利用料金について次のとおり減免を申請します。	
承認年月日及び 番号	年 月 日 第 号
利用施設及び利 用料金	利用施設 利用料金 円
減免の理由	
※決定 <input type="checkbox"/> 免除する。 <input type="checkbox"/> _____円減額する。 <input type="checkbox"/> 減免しない。	※根拠

記入上の注意

- 1 申請者が法人であるときは、住所・氏名の欄には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 ※印欄は記入しないでください。

様式第8号(第5条関係)

御殿場市民会館利用料金減免承認書

受付第 年 月 日 号	
様	
印	
年 月 日付け受付第 号で申請のあった御殿場市民会館の利用料金の減免を次のとおり承認します。	
承認年月日及び番号	年 月 日 第 号
利用施設及び利用料金	利用施設 利用料金 円
減免の理由	
※決定 <input type="checkbox"/> 免除する。 <input type="checkbox"/> _____円減額する。 <input type="checkbox"/> 減免しない。	※根拠

様式第9号(第6条関係)

御殿場市民会館利用料金還付申請書

年 月 日

様

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
団 体 名 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
電 話 番 号 \_\_\_\_\_

※受付(承認) 年 月 日 第 号

催し物の名称				
承認番号		年 月 日 第 号		
取 消 の 内 容	日 時	年 月 日(曜日)午前・午後 時 分 から	年 月 日(曜日)午前・午後 時 分 まで	
	施 設			
	理 由			
備考				
※ 既納利用料金		円	※ 還 付 金	円
注 1 ※印欄は、記入しないでください。 2 利用承認書を添付してください。				

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第2条関係）

様式第3号（第3条関係）

様式第4号（第3条関係）

様式第5号（第4条関係）

様式第6号（第4条関係）

様式第7号（第5条関係）

（追加〔平成23年規則21号〕）

様式第8号（第5条関係）

（追加〔平成23年規則21号〕）

様式第9号（第6条関係）

（一部改正〔平成23年規則21号〕）